

【別表】 ※介護保険の認定を受けている方は、◎印の用具は介護保険より貸与・購入費を支給。

	品目	対象者（年齢は原則）	性能	限度額 耐用年数
介護・訓練支援用具	◎ 特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円 8年
		難病患者であって寝たきりの状態にある者		
	◎ 特殊マット	下肢又は体幹機能障害２級以上で、３歳以上の者（常時介護を必要とする者に限る）	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	19,600円 5年
		難病患者であって寝たきりの状態にある者		
	◎ 特殊尿器 ※介護保険での対象用具は「自動排泄処理装置」です	下肢又は体幹機能障害１級以上で、学齢児以上の者（常時介護を要するものに限る）	尿が自動的に吸引されるもので障がい者等及び介護者が容易に使用し得るもの	67,000円 5年
		難病患者であって自力で排尿できない者		
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上で、学齢児以上の者（入浴に介助を要する者に限る）	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により使用し得るもの	82,400円 5年
	◎ 体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上で、学齢児以上の者（下着交換等に介助を要する者に限る）	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円 5年
		難病患者であって寝たきりの状態にあるもの		
◎ 移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上で、３歳以上の者	介助者が障がい者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く）	159,000円 4年	
	難病患者であって下肢又は体幹機能に障がいのある者			
訓練いす（児童のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上で、３歳以上の者	原則として、附属のテーブルをつけるものとする	33,100円 5年	
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上で、原則として学齢児以上の児童	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円 8年	
	難病患者であって下肢又は体幹機能に障がいのある者			

	品 目	対象者（年齢は原則）	性 能	限度額 耐用年数			
自立生活支援用具	◎ 入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者 で、3歳以上の者（入浴に介助 を要する者に限る）	入浴時の移動、座位の保 持、浴槽への入水等を補 助でき、障がい者等又は 介助者が容易に使用し得 るもの。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴うも のを除く。	90,000円 8年			
		難病患者であって入浴に介助 を要する者					
	◎ 便器 ※介護保険での対 象用具は「腰掛便 座」です	下肢又は体幹機能障害2級以 上で、学齢児以上の者	障がい者等が容易に使用 し得るもの（手すり取付 可能）。ただし、取替えに 当たり、住宅改修を伴う ものを除く。	便器4,450円 手すり5,400円 8年			
		難病患者であって常時介護を 要する者					
	頭部保護帽	下肢又は体幹機能障害2級以 上で、起立・歩行時に頻繁に 転倒する、学齢児以上の者 知的障害、精神障害でてんか ん発作により頻繁に転倒する 者 難病患者であって発作等によ り頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の 際に頭部を保護できる性 能を有するもの。 (A)スポンジ、皮を主材料 に作成 (B)スポンジ、皮、プラ スチックを主材料に作成	(A)15,200円 (B)36,750円 3年			
					T字状・棒状 のつえ	下肢又は体幹機能障害によ り、歩行障害があり、支持が 必要な者	(A)主体：木材（十分な 強度を有するもの） 外装：ニス塗装 (B)主体：軽金属 外装：塗装なし
◎ 移動・移乗支 援用具							
	難病患者であって下肢が不自 由な者						

	品目	対象者（年齢は原則）	性能	限度額 耐用年数
自立生活支援用具	特殊便器 （温水洗浄便座）	上肢障害2級以上で、学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出して得るもの（取替に当たり住宅改修を伴うものを除く）	151,200円 8年
		難病患者であって上肢機能に障がいのある者		
	火災警報器	重度知的障害又は身体障害者手帳2級以上の者（障害種別にかかわらず、火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円 8年 ※1世帯につき2台まで
	自動消火器	重度知的障害又は身体障害者手帳2級以上の者（障害種別にかかわらず、火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700円 8年
		火災発生の感知・避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		
	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は18歳以上の重度知的障害	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000円 6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円 10年
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円 10年	

	品目	対象者（年齢は原則）	性能	限度額 耐用年数
在宅療養等支援用	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流(CAPD)による透析療法を行う3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円 5年
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又はこれと同程度の身体障がい者であって、医師が必要と認める者(原則として学齢児以上の者)	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円 5年
		難病患者であって呼吸機能に障がいのある者		
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又はこれと同程度の身体障がい者であって、医師が必要と認める者(原則として学齢児以上の者)	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400円 5年
		難病患者であって呼吸機能に障がいのある者		
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上又はこれと同程度の身体障がい者であって、医師の意見書により人工呼吸器の装着が必要と認められる者	呼吸状態を断続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	157,500円 6年
		難病患者であって人工呼吸器の装着が必要な者		
	人工呼吸器・ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引器などの専用バッテリー(蓄電池)等	障がい者等で、在宅において人工呼吸器を使用している者又は、ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引器等の用具の給付を受けた者	障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。(充電器及び、インバータを含む。)給付は専用バッテリー(蓄電池)又は充電等に必要な用具のいずれか1種目とする。	50,000円 5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円 10年
クールベスト	難病患者であって体温調節が著しく困難な者	疾病の状況に合わせて体温調節できるもの	21,600円 1年	
☆ 紫外線カットクリーム	障がい者等であって紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がん又は神経障害を発症するおそれがある者	紫外線カットできるもの	3,400円 1か月	

	品目	対象者（年齢は原則）	性能	限度額 耐用年数
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者、(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,000円 5年
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000円 5年
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	15,000円 5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	学齢児以上の音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者で、発生発語に著しい障がい有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800円 5年
	情報・通信支援用具(障害者向けのパソコン周辺機器及びソフト)	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の障がい者であって、パソコン操作が困難な者（原則として学齢児以上の者）	パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトであって障がい者が容易に使用し得るもの 画面の文字や入力内容を音声化するソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ、スキャナ、入力補助用具(大型キーボード、特殊マウス、ジョイスティック、スイッチ等) ただし、機器修理、バージョンアップ、運搬、取り付け、調整等費用は対象外	100,000円 6年
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害者2級以上で、学齢児以上の者	地上デジタル放送の受信が可能で、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	29,000円 6年

	品目	対象者（年齢は原則）	性能	限度額 耐用年数
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上で聴覚障害2級)の身体障がい者であって必要と認められる者	文字等のコンピュータ画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円 6年
	点字器	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	<標準型> A 両面書真鍮版製 B 両面書プラスチック製	A 10,400円 B 6,600円 7年
			<携帯型> A 片面書アルミニウム製 B 片面書プラスチック製	A 7,200円 B 1,650円 5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100円 5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	音声等で操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記憶された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	85,000円 (録音再生機) 48,000円 (再生専用機) 6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で、学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	99,800円 6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい者であって本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上の者）	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円 8年
視覚障害者用時計	視覚障害者2級以上で、学齢児以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10,300円 (触読式) 13,300円 (音声式) 10年	

	品目	対象者（年齢は原則）	性能	限度額
--	----	------------	----	-----

				耐用年数
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置（ファックス）	学齢児以上の聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	71,000円 5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900円 6年
	人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ）	現に人工内耳を装着している聴覚障がい者であって、医療機関において医療保険等の給付制度を利用した当該装置の買換えができないと判断されたもの	スピーチプロセッサ等の体外装置であって、医師が適当と認めたもの	200,000円 5年
	人工喉頭 （「笛式」「電動式」「埋込型人工鼻」の併用は原則不可とする。ただし例外として「笛式」「電動式」の給付後にシャント形成を行い「常時埋込型人工喉頭」を使用し、「人工鼻」を常時使用するようになった場合は、耐用年数に限らず「埋込型人工鼻」の給付を受けることができる）	音声・言語機能障害で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者（ただし、「埋込型人工鼻」については、常時埋込型の人工咽頭を使用する者に限る）	（笛式） 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000円 4年
	（電動式） 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		70,100円 5年	
	☆（埋込型人工鼻） 呼気を加温・加湿する機能に併せて、手動または自動で気管孔を閉鎖する機能を有し、シャント発声を可能とするもの（人工鼻カセット接続器具及び接続器具と皮膚の接着剤や剥離剤を含む）		29,700円 1か月	

	品 目	対象者（年齢は原則）	性 能	限度額 耐用年数
情報・意思疎通支援用具	福祉電話 （貸与）	難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であって、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性が認められるもの及びファックス被貸与、且つ所得税非課税者に属するもの	障がい者が容易に使用できるもの	—
	ファックス （貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって意思疎通、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話による意思疎通等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）且つ所得税非課税世帯に属するもの		—
	点字図書	主に、情報の入手を点字による視覚障がい者（児）	点字により作成された図書	市が必要と認めた額 —
排泄管理支援用具	☆ ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）	直腸・ぼうこう機能障害でストーマを造設した者	コロストーマ（蓄便袋） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。価格は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。	8,858円 1か月
			ウロストーマ（蓄尿袋） 低刺激性の粘着剤を使用した密閉型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。価格は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。	11,639円 1か月

	品 目	対象者（年齢は原則）	性 能	限度額 耐用年数
排泄管理 支援用具	☆ 紙おむつ等 （紙おむつ及び サラシ・ガーゼ 等の衛生用品）	次のいずれかに該当する 者で、医師が必要であると 認めた者 （ア）ストーマの著しい 変形等によりストーマ装 具の使用が困難な者 （イ）3歳以上の者で、二 分脊椎等による高度の排 便又は排尿機能障害の者 （ウ）3歳以上の者で脳性 麻痺等脳原性運動機能障 がいにより排便・排尿の 意思表示が困難な者	障がい者又は介護者が容 易に使用し得るもの	12,000円 1か月
	収尿器	ぼうこう機能障害で排尿 のコントロールが困難な 者又は尿路変更のストー マを造設した者	（男性用） 採尿器とウロストーマ（蓄 尿袋）で構成し、尿の逆流 防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	A 7,000円 B 5,700円 1年
			（女性用） A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を 有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋 導尿ゴム管付	A 8,500円 B 5,900円 1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	下肢、体幹機能障害又は 乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能 障害（移動機能障害に限 る）の3級以上で、学齢児 以上の者（特殊便器取替 は、上肢機能障害2級以 上） 難病患者であって下肢又 は体幹機能に障がいのあ る者	障がい者等の移動等を円 滑にする用具で設置に小 規模な住宅改修を伴うも の	200,000円 1回限り （※介護保険の対 象となる場合、介 護保険制度を利用 してください）

（注）乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする